

## 桶川市学校給食費第3子以降補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市学校給食費第3子以降無償化実施要綱（令和7年桶川市教育委員会告示第4号）に基づく無償化の適用を受けていない多子世帯の第3子以降がいる児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、当該児童生徒に係る学校給食費相当額について学校給食費第3子以降補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 桶川市学校給食費条例（令和2年桶川市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する学校給食費をいう。
- (2) 桶川市立小・中学校 桶川市立小学校設置及び管理条例（昭和42年桶川市条例第16号）に規定する小学校及び桶川市立中学校設置及び管理条例（昭和40年桶川市条例第4号）に規定する中学校をいう。
- (3) 桶川市立外小・中学校等 桶川市立小・中学校以外の小学校及び中学校、特別支援学校の小学部及び中学部その他これらに準ずるものとして市長が認めたものをいう。
- (4) 多子世帯 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下単に「子」という。）が3人以上いる世帯で、年長の子から出生の早い順に数えて3番目以降の子に、児童生徒を1人以上含む世帯をいう。
- (5) 児童生徒 市内に住所を有する者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項及び第2項に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (6) 保護者等 条例第2条第3号に規定する保護者等をいう。

(補助対象児童生徒)

第3条 補助金の交付の対象となる児童生徒（以下「補助対象児童生徒」という。）は、保護者等と同一の多子世帯に属する子のうち、年長の子から出生の早い順に数えて3番目以降の児童生徒であって、かつ、当該児童生徒が次の要件のいずれかに該当しているものとする。

- (1) 市内に住所を有し、桶川市立外小・中学校等に在学していること。
- (2) 桶川市立小・中学校に在学し、食物アレルギー等の理由により、学校給食の全部を欠食していること。
- (3) 桶川市立小・中学校に在学し、食物アレルギー等の理由により、学校給食の牛乳以外を欠食していること。
- (4) 桶川市立小・中学校に在学し、牛乳アレルギー等の理由により、学校給食の牛乳を欠食していること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす保護者等とする。

- (1) 多子世帯で、補助対象児童生徒を養育していること。
- (2) 多子世帯に属する全ての子と生計を同じくしていること。
- (3) 国又は地方公共団体から学校給食費に係る扶助（桶川市学校給食費第3子以降無償化実施要綱に基づく無償化を除く。）を受けていないこと。
- (4) 学校給食費に未納がないこと。
- (5) 補助対象児童生徒が食物アレルギーである場合又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項に規定する区域外就学等である場合により、桶川市立小・中学校の学校給食の全部又は一部の提供を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の表に定める額とする。ただし、児童の場合は年額44,702円、生徒の場合は年額50,866円を上限とする。

補助対象者	補助金の額					
		月額	日額		月額	日額
第3条第1号に該当する児童生徒	小学校又は小学部	月額	4,000円	中学校又は中学部	月額	4,550円
		日額	234円		日額	272円
第3条第2号に該当する児童生徒	小学校	月額	4,000円	中学校	月額	4,550円
		日額	234円		日額	272円
第3条第3号に該当する児童生徒	小学校	月額	2,892円	中学校	月額	3,471円
		日額	170円		日額	208円
第3条第4号に該当する児童生徒	小学校	月額	1,108円	中学校	月額	1,079円
		日額	64円		日額	64円

備考

- 1 日額合計の計算は、上記の表の該当日額に桶川市立小・中学校の学校給食提供日数を乗じて算出した金額とする。ただし、児童の場合は月額4,000円、生徒の場合は月額4,550円を超えることができない。
- 2 月額合計の計算は、上記の表の該当月額に桶川市立小・中学校の学校給食提供月数を乗じて算出した金額とする。ただし、学校給食提供月数は11か月を限度とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の対象期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合における対象期間の始期又は終期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 対象期間の途中において、市内に転入又は桶川市立外小・中学校等に在学を始めた場合 当該転入した日又は在学を始めた日

(2) 対象期間の途中において、市外へ転出又は桶川市立外小・中学校等から桶川市立小・中学校に転入学した場合 当該転出し、又は転入した日

(3) 対象期間の途中において、食物アレルギー等の理由により、学校給食の全部又は一部の欠食を開始した場合 欠食を開始した日

(4) 対象期間の途中において、食物アレルギー等の理由による学校給食の全部又は一部欠食を停止した場合 欠食を停止した日

(補助金の申請等)

第7条 補助対象者は、補助金の申請及び請求（次条において「申請等」という。）をする場合は、桶川市学校給食費第3子以降補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添付し、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書又は学生証の写し。ただし、桶川市立小・中学校に在学している児童生徒を除く。

(2) 振込先金融機関の口座が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請等があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、桶川市学校給食費第3子以降補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請等をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、桶川市学校給食費第3子以降補助金交付取消決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度以後に係る学校給食費について適用する。

様式第1号（第7条関係）

（表）

桶川市学校給食費第3子以降補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

桶川市長

住 所  
氏 名  
電話番号

桶川市学校給食費第3子以降補助金交付を受けたいので、桶川市学校給食費第3子以降補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請に当たり、裏面「5 誓約及び承諾事項」に相違ありません。

1 小・中学校に在籍している児童生徒の状況

出生順	児童生徒氏名	学校名	学年
1人目		学校	年
2人目		学校	年
3人目		学校	年
4人目		学校	年
5人目		学校	年

※ 桶川市立小中学校に在籍していない児童生徒についても全て記入してください。

2 申請及び請求区分（○を付けてください。）

1 桶川市立外小・中学校等に在学	2 桶川市立小・中学校に在学し、食物アレルギー等のため全部を欠食
3 桶川市立小・中学校に在学し、牛乳アレルギー等のため牛乳のみ欠食	4 桶川市立小・中学校に在学し、食物アレルギー等のため牛乳以外を欠食

※ 1 の場合には、「在学証明書又は学生証の写し」を添付してください。

（裏面に続く。）

(裏)

### 3 申請（請求）額

#### (1) 月額申請（請求）

支給月額 (A)	支給月数 (B)	申請(請求)額 【 (A) × (B) 】
円	月	円

#### (2) 日額申請（請求）

支給日額 (C)	支給日数 (D)	申請(請求)額 【 (C) × (D) 】
円	日	円

#### (3) 申請及び請求合計

(1) + (2)
円

### 4 振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 組合 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

※ 振込先口座は、申請・請求者（保護者等）名義の口座でお願いします。

### 5 誓約及び承諾事項

- (1) 申請者（保護者等）は、上記の児童生徒と生計を同じくしています。
- (2) 申請者（保護者等）は、国又は地方公共団体から学校給食費に係る扶助（就学援助制度など）を受けていません。
- (3) 申請者（保護者等）は、桶川市の学校給食費に未納はありません。
- (4) この申請及び請求の審査に当たり、世帯状況等を確認するため、桶川市教育委員会が住民基本台帳情報を閲覧することを承諾します。

様式第 2 号（第 8 条関係）

桶川市学校給食費第 3 子以降補助金（交付・不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付で申請のあった桶川市学校給食費第 3 子以降補助金について、次のとおり決定したので、桶川市学校給食費第 3 子以降補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します。	<input type="checkbox"/> 交付しません。
補助対象	( 学校)	
児童生徒氏名	( 学校)	
(学校名)	( 学校)	
補助金の額	金	円
決定理由		

様式第 3 号（第 9 条関係）

桶川市学校給食費第 3 子以降補助金交付（変更・取消）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付け 第 号で交付決定をした桶川市学校給食費第 3 子以降補助金について、次の理由により交付決定の（変更・取消し）を決定したので、桶川市学校給食費第 3 子以降補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

変更・取消の対象となる児童生徒氏名 (学校名)	( 学校)
	( 学校)
	( 学校)
変更・取消前の補助金の額	金 円
変更・取消後の補助金の額	金 円
変更・取消理由	